

成蹊大学長選考規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 成蹊大学長（以下「学長」という。）の選考は、この規則の定めるところによる。

(選考の機関)

第2条 学長候補者の選考は、理事長の下に設置する成蹊大学長選考委員会（以下「委員会」という。）が行う。

2 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

3 この規則に定めるもののほか、委員会の構成、運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(学長の資格)

第3条 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、成蹊大学（以下「大学」という。）の建学の精神を理解し、大学運営に関し識見を有すると認められる者とする。

(学長の任期)

第4条 学長の任期は、就任の日から4年とする。ただし、学長が辞任を願い出て、理事長が承認したとき又は欠員となったときの後任者の任期は、前任者の残任期間にかかわらず、その就任の日から起算して4年を経過する日の属する年度の末日までとする。

2 学長は、再任されることができる。ただし、再任の回数は、1回とし、特段の理由があると理事長が認める場合には、更に1回に限り、再任されることができる。

3 前項の規定による再任の場合の任期は、2年とする。

(選考の理由及び時期)

第5条 学長候補者の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

(1) 学長の任期が満了するとき。

(2) 学長が辞任を願い出て、理事長が承認したとき。

(3) 学長が欠員となったとき。

2 委員会は、前項第1号に該当する場合においては、任期満了の日の4カ月前までを目途に、学長候補者の選考を終了しなければならない。

3 委員会は、第1項第2号及び第3号に該当する場合においては、速やかに、学長候補者の選考の手續を開始しなければならない。

(選考の手順)

第6条 学長候補者の選考は、次の4段階に分けて行う。

(1) 第8条第1項に規定する推薦権者が第9条の規定に基づき委員会に推薦する学長候補者（以下「一次候補者」という。）の届出

(2) 一次候補者のうちから委員会が面接を実施する学長候補者（以下「二次候補者」という。）の書面審査による選考

(3) 二次候補者のうちから委員会が理事長に報告する学長候補者（以下「最終候補者」という。）の選考

(4) 最終候補者に対する理事長による選考

第2章 学長候補者の推薦

(一次候補者推薦募集の公示)

第7条 一次候補者推薦募集の公示の方法は、委員会が定める。

(推薦資格者)

第8条 一次候補者を推薦することができる者（以下「推薦権者」という。）は、前条の公示の日において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学等に所属する学長候補者推薦の有資格者（以下「学内推薦権者」という。）

(2) 大学外から選出された理事及び評議員並びに名誉理事（理事長及び評議員会議長を除く。以下「学外推薦権者」という。）

2 前項第1号において「大学等に所属する学長候補者推薦の有資格者」とは、次の各号に掲げる者を

いう。ただし、休職中の者及び「定年退職者の再雇用等に関する規則」に基づき再雇用された者は、推薦権者となることができない。

- (1) 学長及び副学長
 - (2) 専任の教授（特別任用教授及び法科大学院客員教授を含む。ただし、成蹊大学客員教授等に関する規則の適用者を除く。）、准教授及び講師
 - (3) 専任の助教及び助手（大学に所属する契約職員（助手）を含む。）
 - (4) 専任のカウンセラー（学生相談室に所属する契約職員（カウンセラー）を含む。）
 - (5) 全学教育講師及び常勤講師（大学国際教育センターに勤務する常勤講師を含む。）
 - (6) 学園養護教諭（大学保健室に所属する学園養護教諭を指し、特別任用教諭を含む。）
 - (7) 部長、課長等の役職（主幹を含む。）又は主査の職を有する専任の事務職員
- 3 第1項の規定にかかわらず、委員会の委員は、推薦の権利を行使することができない。
- 4 第1項第2号の規定にかかわらず、大学外から選出された評議員が、第2項第7号に規定する専任の事務職員である場合には、学内推薦権者とみなすものとする。
- 5 第2項の規定にかかわらず、学園長又は常務理事は、学外推薦権者とする。
- （推薦の方法）

第9条 一次候補者の推薦は、次に掲げるところによる。

- (1) 学内推薦権者からの推薦においては、6人の推薦人の連署により行うものとし、そのうち1人を推薦人代表とする。
 - (2) 学外推薦権者からの推薦においては、単独で推薦する。ただし、当該推薦人以外の推薦人との連署により推薦を行うことができる。この場合においては、そのうち1人を推薦人代表とする。
- 2 前項第1号の推薦に当たっては、当該推薦人以外の推薦人の名簿を作成し、第11条第1項の推薦書類に添えることができる。
- 3 第1項第1号及び前項に規定する学内推薦権者からの推薦に当たっての大学内の手続は、大学において別に定めることができる。
- （推薦の制限）

第10条 推薦権者は、自分自身を推薦することができない。

- 2 推薦権者は、複数の一次候補者を推薦することができない。
 - 3 一次候補者として推薦される者は、同時に複数の推薦人代表から推薦を受けることができない。
 - 4 一次候補者として推薦される者は、他の者を推薦することができない。
- （推薦書類）

第11条 推薦書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 推薦書（別記様式第1号）
 - (2) 推薦理由書（別記様式第2号）
 - (3) 一次候補者による同意書（別記様式第3号）
 - (4) 一次候補者の履歴書・業績書（別記様式第4号）
 - (5) 一次候補者の大学運営方針（別記様式第5号）
- 2 推薦人代表（第9条第1項第2号による単独での推薦にあつては、当該推薦人）は、前項に定める推薦書類を、委員会が指定した期日までに委員会に届け出るものとする。
- 3 委員会は、推薦書（別記様式第1号）を確認し、推薦人の推薦資格等の内容に遺漏がない場合は、これを受理する。
- 4 推薦書類に故意による虚偽の記載があつたときは、委員会は、推薦書類を受理した後でも当該推薦を無効とすることができる。
- （推薦書類の開示）

第12条 委員会は、一次候補者の推薦を受理した後、前条第1項第1号に規定する書類の記載事項のうち、推薦人の氏名及び推薦資格並びに同条第1項第2号、第4号及び第5号に規定する書類を、委員会の定める方法により開示するものとする。

- 2 第9条第2項に規定する推薦人の名簿は、開示しない。

第3章 学長候補者の選考

（学長候補者の辞退）

第13条 学長候補者は、選考の途中で辞退することができない。ただし、やむを得ない理由により委

員会が辞退を承認した場合は、この限りでない。

(書面審査)

第14条 委員会は、第11条第1項に掲げる書類をもとに書面による審査を行い、以後の選考を進めることが適当と認める者を二次候補者として選考する。

2 二次候補者の人数は、原則として5人以内とする。

(個別面接)

第15条 委員会は、前条の規定により選考した二次候補者に対し、大学運営方針等に係る説明を聴取し、及び質疑応答を行うため、個別面接を実施するものとする。

2 個別面接の実施に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(最終候補者の選考)

第16条 委員会は、2人以内の最終候補者を、順位を付して選考し、選考の結果及び過程並びに選考した理由を記載した書面により理事長に報告するものとする。ただし、選考の結果、最終候補者に順位を付すことができないときは、委員長の意見を付すものとする。

2 最終候補者の選考は、出席した委員全員の合議による。ただし、合議により最終候補者を選考することができない場合には、委員会は、委員(委員長を除く。)の投票により最終候補者を選考する。この場合において、委員長は、欠席者の書面による意思表示を認めるものとする。

3 投票により最終候補者を選考する場合には、委員会は、賛同者数の多い者から順に最終候補者とする。ただし、投票の結果、最終候補者を2人以内に絞り込めない場合には、第1項の規定にかかわらず、委員長は、委員と協議の上、3人までを最終候補者とすることができるものとする。

(理事長への報告)

第17条 前条第1項の規定による理事長への報告は、委員長及び副委員長の両人により行う。

(理事長による選考及び任命)

第18条 理事長は、委員会が推薦した最終候補者のうちから1人を選考し、学長に任命する。

2 理事長は、前項の選考に当たっては、委員会の選考の結果を尊重するものとする。

3 理事長は、学長を決定したときは、選考した理由を理事会に報告した上で、遅滞なく、決定した学長の氏名を評議員、教職員等に公表しなければならない。

(学長の解任)

第19条 学長が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の過半数の議決により、理事長が解任するものとする。

(1) 法令の規定又は成蹊学園若しくは大学の規則等に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 学長たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

(5) 職務の執行が適当でないため、大学の業績が悪化した場合であって、学長に引き続き職務を行わせることが適当でないと認められるとき。

第4章 学長の業績評価

(評価の機関)

第20条 学長の業績評価は、理事会の下に設置する学長業績評価委員会が行う。

2 学長業績評価委員会の委員は理事長が選任することとし、その構成、運営等に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第5章 雑則

(事務の所管)

第21条 学長の選考に係る事務は、総務部総務課が所管する。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、学長の選考に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(規則の改廃)

第23条 この規則の改廃は、理事会の議を経なければならない。

附 則（2015年3月27日全部改正）

- 1 この規則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に学長の職にある者の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（2019年2月22日一部改正）

この規則は、2019年2月22日から施行する。

学長候補者推薦書

推薦する学長候補者

| 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|-----|-----|-----|
| | | |

推 薦 人

| 番号 | 所 属 | 職 名 | 氏 名 |
|------------|-----|-----|-----|
| 推薦人 代 表 | | | |
| 2 | | | |
| 3 | | | |
| 4 | | | |
| 5 | | | |
| 6 | | | |

以上、相違ありません。

年 月 日

推薦人代表

(自筆署名)

学長候補者推薦理由書

推薦する学長候補者

| | |
|------|--|
| ふりがな | |
| 氏 名 | |

推 薦 人

| | |
|--------------|--|
| ふりがな | |
| 推薦人代表 氏 名 | |
| 推 薦 理 由 | |
| | |

※この用紙1枚に書ききれない場合は、用紙を追加してご記入ください。

学長候補者推薦同意書

私は、学長候補者として推薦されることに同意します。

学校法人成蹊学園から学長としての就任要請を正式に受けた場合は、

その職に就任する意思があることをここに表明いたします。

年 月 日

氏名

印

学長候補者の履歴及び業績

| | |
|---------------|-------------------------|
| 年 月 日 | |
| 学 長 候 補 者 氏 名 | 生 年 月 日 |
| | 年 月 日 (就任予定日において満 歳) |
| 履 歴 | |
| | |
| 業 績 | |
| | |

※この用紙1枚に書ききれない場合は、用紙を追加してご記入ください。

学長候補者大学運営方針

年 月 日

| | |
|---------|--|
| 学長候補者氏名 | |
| | |

※この用紙1枚に書ききれない場合は、用紙を追加してご記入ください。